

(仮称) 流山市広告物条例(素案)及び流山市景観条例の  
一部を改正する条例(案)に関する意見交換会

開催記録

1 開催日時及び場所

日 時：平成30年6月23日(土) 10時00分から11時30分まで  
場 所：流山市役所第2庁舎3階 303、304会議室

2 出席者

(1) 来場者 4名

(2) 職員

都市計画課 長橋課長、駒木根課長補佐、松田係長、向山主査、  
西山技師、佐藤技師

3 会議次第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議題

(1) (仮称) 流山市広告物条例(素案)に関する説明

(2) 流山市景観条例の一部を改正する条例(案)に関する説明

(3) 意見交換

4. 閉会

#### 4 意見交換の概要

##### <市による説明>

意見交換に先立ち、市より説明を行った。

説明においては、別紙（「(仮称)流山市広告物条例（素案）の概要」）を配布し、スクリーンに要点を表示したうえで、内容説明を行った。

##### <意見交換>

参加者E：

彩度の制限があるが、彩度はどのように測るのか。

松田係長：

許可申請の図書に広告物の彩度を記載させ、審査を行う。

参加者F：

歩道上でガードレールに縛り付けてある、のぼり旗等、違反しているのぼり旗に関しては、どのように考えているか。

松田係長：

道路に掲出されているのぼり旗については、道路占用の件で違反している可能性があるため、道路管理者と連携して対策をとる必要があると考えている。

参加者F：

既存不適格になる広告物については、3年以内に撤去する必要があるとのことだが、撤去費用は市が補助してくれるのか。

松田係長：

撤去費用の補助は予定していない。色彩基準が追加されるため、その基準を満たさないものについては、3年間の間で是正をお願いしていく。

参加者F：

流山街道の右側と左側で規制が違ったり、新川耕地の周辺の規制地域の境界が分かり難い。道路で分かれていれば分かり易い。

松田係長：

区域のラインについては、現在の「千葉県屋外広告物条例」と「流山市景観

条例」で定めている区域を重ね合わせた形となっている。今後、市ホームページや窓口で資料を配布予定であり、事前協議の中でも区域の案内を行っていく。

参加者 F :

同じ自治会の地域でも道路の右と左で規制の対象が違うのは、住民から不満は出ないのか。

松田係長 :

長らく運用してきたルールの中で設置されてきた広告物がある。区域を変更してしまうと、今まで掲出可能だったものが、不可能になったり、今まで掲出不能だったものが、掲出可能になったりする。現行のルールに則って掲出されているものも考慮した上で、区域については変更しない方針である。

参加者 F :

市内の看板はすべて調査するのか。

松田係長 :

調査はできる限り行っていきたい。

参加者 F :

道路沿いに直接面して掲出されている広告物と、駐車場等を介して掲出されている広告物では、見え方が変わってくると思うが、一律に規制するのか。

松田係長 :

仮に駐車場を介していても、その駐車場が誰でもいつでも入れる場所であれば、公衆の場所に近いものであるから、どちらも扱いは同じである。

長橋課長 :

道路から十分離れている奥に、道路から目視できない広告物が表示してあったとした場合、一概に規制対象とは言えないこともある。このため、個別に判断することがある。

参加者 F :

短期間掲出するものは広告物として規制されるのか。

長橋課長：

広告物の定義として「常時又は一定期間継続して表示されているもの」とあるため、2週間程度であれば常時継続ではないため、屋外広告物に該当しない。

参加者G：

ガラスにシールを貼るとき、外側であれば「屋外広告物」であり、内側であれば「特定屋内広告物」であるとのことだが、コンビニエンスストア等の広告物は全て掲出不可なのか。

松田係長：

「特定屋内広告物」について規制はするが、ガラスの大部分を広告物で覆うことを規制する主旨であるため、数値基準以内であれば掲出可能となる。

参加者G：

内部を見せたくない建物もあると思うが、下地に文字を記載した場合は、下地全て広告面積とされるのか。

松田係長：

ブラインド機能としての下地であれば、文字の部分を長方形で囲った部分を広告面積とする。

参加者G：

下地に色が複数用いる場合は、広告物の扱いになるか。

松田係長：

コーポレートカラーとして、複数の色を用いて、社会的に認知されるものは、広告物と判断するが、一色でブラインド機能を持たせたものについては広告物の面積に含まない。

参加者G：

表示する広告物の内容については、事前協議で詰めていくものと思われるが、30日前であると、そこまで内容が固まっていなくてもある。事前協議の後に計画が変わった場合、そこから手続きに30日かかるとなると、納期の問題も含めて厳しい。

長橋課長：

事前協議後に計画が変更になり、納期が差しせまる状況もありえるので、早めにご相談いただければ、できる限りの対応はしたいと考える。

参加者G：

栃木県的那須町のように、茶色のみで制限していいのでは。街がきれいに見える。

長橋課長：

流山市では全て茶色とまでは考えていない。街としてのにぎわいも作っていかねばならないので、美しいものを作っていただきたい。

参加者G：

広告物を制限する上での経済効果について検討されているのか。

松田係長：

経済効果の試算は行っていない。

参加者F：

自動販売機の色彩についても規制されるのか。

松田係長：

自動販売機については、広告物条例の規制の対象ではなく、景観条例・景観計画で工作物の設置の際に、配置や色彩についてお願いしている。

参加者F：

今回、景観条例の一部改正で自動販売機の取り扱いは変わらないのか。

松田係長：

景観条例の改正は、事前協議に関する手続きについて変更しているものであり、今回の改正により自動販売機の扱いは変わらない。

参加者F：

将来的に自販機の規定を条例に含めてはどうか。

松田係長：

また、現段階で条例に含めることは難しいが、将来の課題として検討していきたい。

参加者F：

今回、景観条例の一部改正で車両広告の取り扱いは変わらないのか。

松田係長：

車両広告については、色彩基準について追加されるが、面積や設置基準は変更しないため、運用が大きく変わることはないと考えている。

また、車両は車検証に書かれる本拠の位置の制限を受けることになっているため、市条例では、流山市に登録されている車体にのみ制限が適用される。

参加者F：

流山市内を走行するものは、制限を受けないのか。

松田係長：

走行するだけのものは制限を受けない。他市で登録されている広告車両が市内に入ってくるものについては、現在の条例上は拒めない。

参加者F：

車両を流山市に登録せず、他の市で登録されてしまうのではないのか。

松田係長：

そのような問題があり、例えば都内を走行する車両が実は都外で登録したものであるという事例も認識している。

参加者F：

流山市は、「都心から一番近い森のまち」としてグリーンチェーンに取り組みられているが、流山市の色として、グリーンを主体にするのはどうか。

松田係長：

「都心から一番近い森のまち」として、緑色に制限することについては、市の色として緑色を定めていないため、広告物だけ緑色とするよう制限は考えていない。市の上位計画で、市のイメージカラーを定めることがあれば、その際に整合を図っていきたい。

参加者F：

環境政策課の市内の禁煙重点区域の表示が、赤から緑に変更されたのは、そのような意味合いがあるのかと思っていたが。

松田係長：

景観の視点から環境部と都市計画部で協議を行い、威圧的な色よりは注意喚起をしながらも、やわらかい色彩ということで、緑に変更した経緯はあるが、緑に限定しているわけではない。

参加者F：

ポイ捨て禁止の看板も黄色から白に変わったが、注意喚起の場合は黄色の方が目立つのではないかと思う。

参加者G：

車体広告の件について、自家用でマイクロバスやワゴン車に全面マーキングした場合に今まではほとんど規制がなかったが、今後規制に掛かることはないか。

松田係長：

車体広告については、現在も規制があり、自家用は一面当たり10㎡以下かつ一車両あたり15㎡以下までが適用除外となっている。

参加者G：

ワゴン車を全体マーキングしたら、適用除外を超えてしまうと思うが、今後流山市の場合は、規制に掛かるという可能性があるということか。

松田係長：

面積基準については、今までと変わらない。現在、適用除外を超えているものは、市条例でも適用除外とはならない。

参加者E：

特定屋内広告物については、窓の内側に直接貼ってあるものだけを制限するのか、あるいは外からの見た目で制限するのか。また、外からの見た目で制限する場合はどの程度の基準で判断するのか。

松田係長：

直接貼ってあるもの以外でも、屋外に対して表示しているものは制限を受ける。素案では2 m以上窓から離れているものについては特定屋内広告物には該当しないと考えている。

参加者F：

大きな独立広告物を設置した影響で、日影ができ植木が枯れたり、風が入ってこないなどのトラブルが発生したことがあった。それを踏まえて、広告物設置の際に隣地の者の承諾を得るようにはできないか。

松田係長：

地権者同士の問題となるような内容は、許可の判断基準に含められないと考えている。

参加者F：

事前協議で、隣地の者の承諾を求めることはできないか。

長橋課長：

県条例では隣地の者の承諾書を求めることができるようになってはいないが、今後、可能であるかどうか検討させていただく。

以 上